

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】「住民の福祉の増進」は、行財政運営の一つと捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

【回答】実績等から推計した給付見込み額に対して、必要な保険料を算定します。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】第4期介護保険事業計画期間においても、保険料第1段階で被保護者を除いた者（老齢福祉年金受給者等）の保険料について、市独自減免(8/10)の実施継続を考えております。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回答】第4期介護保険事業計画期間においても、法施行時の訪問介護利用者及び障害者ホームヘルプサービス利用者のサービス利用料について、市独自減免の実施継続を考えております。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【回答】個々の利用者の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう指導します。

- ④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【回答】高齢者人口や認定者の推移、各介護サービスの利用状況等を総合的に勘案し策定される「第4期介護保険事業計画」に基づく必要な基盤整備を実施します。

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】国の動向を注視していきたい。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】配食サービスは、毎日実施しています。

会食方式により、コミュニティサロン事業(週1回)を実施しております。

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】介護認定者(要支援・要介護)と付き添いの方1名の市巡回バス(くるりんバス)利用の無料化を実施しております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】閉じこもりを予防するため会食方式により、コミュニティサロン事業(週1回)を実施しています。地域のボランティアを実施している『ふれあいいきいきサロン』等への転倒予防のため講師等を派遣しております。

(3) 障がい者控除の認定について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】要介護状態である要介護認定者(要介護1から5の方)を対象としています。

さらに要介護状態となるおそれがある要支援2の方も対象としています。

- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】市広報や認定結果通知書送付時、確定申告受付時又はケアマネージャーを通して、障害者控除について、認定者や家族への周知を実施し、申請による認定書の交付を行っています。

2. 高齢者医療の充実について

- ① 福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】後期高齢者福祉医療費給付制度について、ひとり暮らし高齢者への医療費給付は市独自の施策として実施しますが、70歳からの高齢者を対象に加えることは考えておりません。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】資格証明書の発行に至らないように、保険料の未納対策に取り組んでまいります。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】適用については考えておりません。

- ④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【回答】本市国保では保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引などの保健・福祉施策事業は行っておりません。従いまして、後期高齢者への適用は考えておりません。

3. 子育て支援について

- ① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】本年4月1日から子ども医療費助成制度を拡大し、中学校卒業までの医療費の無料化を現物給付により行っています。

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】妊産婦健診の無料健診、つまり公費負担につきましては、平成20年度に2回から5回に拡大し、県外で受診される方への支援も同様に拡大しました。今後は、国の動向を見つつ必要となる財源を精査する中で健診拡大について検討していく予定です。産婦健診については、現在実施する予定はありません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】一般会計の繰入は、県内4位となっており、県内でも高いものとなっております。

保険税については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金分を加えました。課税限度額は9万円の引き上げとなりましたが、税率等については医療分を分割し、医療分と後期高齢者支援均分としたことから、従前と変わっておりません。

減免制度の拡充は、平成19年度におこなっておりますので、現在は考えておりません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】就学前の子どもを均等割の対象にしないことは、考えておりません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

【回答】国保税減免制度につきましては、平成19年度より、国民健康保険の納税義務者が地方税法に定められる障害者のうち、身体障害者手帳1級・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、療育手帳A判定者であって、前年中の総所得金額等が200万円以下、また、地方税法に定められる寡婦(夫)のうち、18歳未満の扶養親族を有している国民健康保険の納税義務者で、前年中の総所得金額等が200万円以下の対象者の減免規定を設けたところであり、現在のところ改正を行う予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】現在のところ改正の予定はありません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】本市では、資格証明書の発行は行っておりません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】保険税徴収につきましては、収納課と連携を図りながら、滞納者の生活実態の把握に努めてまいります。また、納税資力がない方等は、個々の現況等を踏まえながら対応してまいります。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【回答】65歳から74歳の保険料の年金天引きは、法律の定めにより実施しているものですが過去2年間に未納がない世帯で世帯主からの申し出がある場合は、口座振替による納付が可能となりましたので、市広報等により周知を行ったところです。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【回答】生活保護の基準生活費の1.15倍から1.3倍以下と現在規定しております。

5. 障がい者施策の充実について

① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【回答】国に準拠し資産要件を設定しています。撤廃については、考えていません。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】補装具については、支給及び利用者負担ともに国の制度に準拠させており、利用料負担軽減策を講じることは考えていません。

地域生活支援事業における負担軽減策については、移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業の各利用料を合算するというもので、日常生活用具を加えることは考えていません。

③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【回答】第2期障害福祉計画の策定については、実情を把握するための聴き取り調査、アンケート調査を実施し、実態にあった計画となるよう努めています。

6. 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】特定健診は、現在無料で受けていただいております。

がん検診、歯周疾患検診については、現在、70歳以上、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は免除しておりますが、日進市の公共サービスにかかる受益者負担の基本的な方針に従い、受診者の方には応分の負担をお願いしております。

ただし、40歳以上70歳未満の5歳間隔年齢者の負担金は半額とし、受診促進を図っており、今後とも自己負担金の無料化の計画はございません。また、がん検診においては、個別・集団とも検診を行っております。

② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【回答】40・50・60・70歳の歯周疾患検診は、年1回受けられる体制を整えております。平成20年度より、市国保加入者の負担金は免除としています。

7. 地方税の徴収について

① 地方税の年金天引きを行わないでください。

【回答】本件に関しては、平成20年4月30日に施行されました「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)」・「地方税法施行令及び固有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年総務省令第57号)」により平成21年10月支給分から下記の方については、公的年金から個人住民税を特別徴収で天引きすることになりました。

(対象者)

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方。ただし、次に該当する方は除きます。

- ・当該年度分の老齢等基礎年金給付の年額が18万円未満である方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える方

法律では、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、特別徴収税額が公的年金の年額を超える者・特別徴収によることが著しく困難であると市長が認めた方等を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象としているため、本市においても法律に則り、特別徴収によることが著しく困難であると市長が認めた方以外は、平成21年10月支給分の公的年金から個人住民税を特別徴収で天引きする予定であります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【回答】1～3の各項目について、意見書・要望書の提出は考えておりませんが、意見書・要望書の提出要望がありましたことは、愛知県と愛知県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいります。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上